

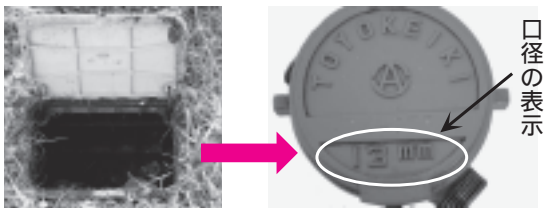
# 水道料金に関するQ & A

- Q いつから水道料金が変わりますか？**  
平成19年5月請求分（実質4月使用分）の水道料から改定となります。
- Q 簡易水道加入者（上沢・樋の口地区）は水道加入の手続きはありますか？**  
特に手続きは、必要ありません。納付の方法もこれまでと変わりありません。
- Q 水道料金は改定後どのようになりますか？**  
料金統一により、改定前に比べ水道料金が上がる場合と下がる場合があります。  
水道料金が上がる方は、口径の大きい水道メーターを使用している方、使用水量の多い事業者、事業所などです。  
家庭用でも次のケースでは料金が上がります。（口径13mmメーターの場合）

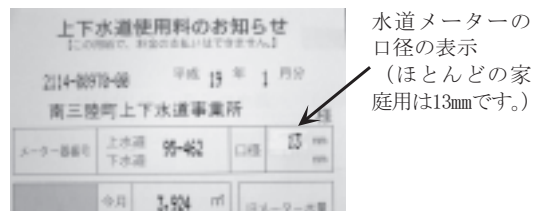
**【戸倉・志津川・入谷地区】**  
1カ月の使用水量8㎡以下で使用の場合  
→ 現行料金に比べ168円増（税込み）  
1カ月の使用水量18㎡以上使用の場合  
→ 水量に応じ料金が上がります。  
(例えば)  
20㎡の場合 現行料金に比べ63円増（税込み）  
30㎡の場合 現行料金に比べ326円増（税込み）  
50㎡の場合 現行料金に比べ851円増（税込み）  
などとなります。

**【歌津地区】**  
1カ月の使用水量51㎡以上使用の場合 → 水量に応じ料金が上がります。  
家庭用で使用している場合でもメーターの口径が大きい場合（20mm以上）は、上記と異なります。

- Q 水道メーターの口径は、何をればわかりますか？**  
水道メーターボックス内の水道メーター器本体の上蓋に表示してあります。



※設置した年により水道メーターの表示が多少異なる場合があります。  
また、水道の検針員が検針後にお渡しする「上下水道料のお知らせ」に表示してあります。



- Q 下水道料金はどうなりますか？**  
今回は、水道料金だけの改定です。下水道料金は、変わりありません。

**■ 水道料金算定の方法**  
今回の料金算定期間を平成19年度から平成23年度までの5年間とし、その期間における水の需要量を予測し、これに必要な施設の建設や維持管理費などの費用に対し、料金収入をもって経営できるように算定するものです。  
水道事業は、独立採算制の原則が求められている公営企業なので、今後も経営安定、健全経営に向け、計画的かつ効率的に事業を運営してまいります。  
また、将来にわたって安定し、安心できる水を供給していくために努力していきますので、町民の皆さんのご理解をお願い申し上げます。

## 新水道料金表（1カ月）（消費税抜き）

メーターの口径	基本料金 (基本水量10㎡)	超過料金（1㎡につき）		
		11~50㎡	51~100㎡	101㎡~
13mm	1,700円	200円	220円	230円
20mm	2,400円			
25mm	3,000円			
30mm	3,700円			
40mm	4,500円	11~100㎡ 220円	101㎡~ 230円	
50mm	5,000円			
75mm	5,500円			
100mm	6,000円			

(メーター口径別早見表をご覧ください。)

### 改定後の料金（計算例）

※この計算例は、下水道使用料を含んでいません。  
**水道メーター口径13mm・使用水量30㎡の場合**  
基本料金 口径13mmの基本料金は1,700円 …①  
超過料金 (30㎡[使用水量]-10㎡[基本水量])=20㎡  
20㎡×200円=4,000円 …②  
消費税 (1,700円+4,000円)×5%=285円 …③  
合計 ①1,700円+②4,000円+③285円= 5,985円

**■ 水道料金改定の理由**  
○合併協定項目に基づく水道料金の統一のため。  
現在の水道料金は、町合併前の旧町の料金表を採用しているため、同じ使用水量でも志津川地区、歌津地区で料金に違いを生じていました。今回の水道料金改定は、町合併の際に2年以内で水道料金を統一とするという取り決めに基づき行いました。  
○南三陸町全体の水道事業の再検討を行い、簡易水道事業を上下水道事業に統合するなど国からの認可を取得するにあたり、料金の見直しが必要となりました。  
○現在の料金は、旧志津川町、旧歌津町それぞれ平成9年に設定した料金となっています。

## 新水道料金早見表

(小口径20mm以下) (消費税込み)

メーターの口径	使用水量						
	10㎡	20㎡	30㎡	40㎡	50㎡	100㎡	150㎡
mm	円	円	円	円	円	円	円
13	1,785	3,885	5,985	8,085	10,185	21,735	33,810
20	2,520	4,620	6,720	8,820	10,920	22,470	34,545

(大口径25mm以上) (消費税込み)

メーターの口径	使用水量						
	10㎡	50㎡	100㎡	200㎡	300㎡	400㎡	500㎡
mm	円	円	円	円	円	円	円
25	3,150	12,390	23,940	48,090	72,240	96,390	120,540
30	3,885	13,125	24,675	48,825	72,975	97,125	121,275
40	4,725	13,965	25,515	49,665	73,815	97,965	122,115
50	5,250	14,490	26,040	50,190	74,340	98,490	122,640
75	5,775	15,015	26,565	50,715	74,865	99,015	123,165
100	6,300	15,540	27,090	51,240	75,390	99,540	123,690

# 平成19年4月使用分（5月請求分）から水道料金が変わります

平成19年4月使用分（5月請求分）から

昨年の12月定例議会において水道料金統一に関連する条例改正案が可決され、水道料金が平成19年4月使用分（5月請求分）から改定となります。（本紙平成19年1月号既報詳細）  
水道料金の改定は合併協定に基づくもので、これまで志津川地区、歌津地区で異なる料金となっていたものが、統一されることとなります。

## 水道料金改定概要

- 用途別料金から口径別料金となります。  
現行の料金は家庭用、営業用等の使用の区分別に算定されています。改定後の料金は、水道メーターの口径に応じた料金設定となります。
- 基本水量※を10㎡に統一します。  
用途（家庭用、営業用等）、地区（志津川地区、歌津地区）ごとに異なっていた基本水量を10㎡（立方メートル）に統一します。  
※基本水量 基本料金のみで使用できる水の量
- 通増料金制を導入します。  
使用する水量が多くなると1㎡当りの料金単価が上がる料金体系を採用します。（需要抑制型）
- メーター使用料がなくなります。  
現行のメーター使用料は、基本料金、超過料金のほかに徴収されてきました。改定後は、基本料金と一体となったものとなり、別立てに請求とありません。
- 今回の改定率は、平均で約3.5パーセント増を見込んでいます。  
※すべての方が3.5パーセント上がるわけではありません。
- 町の水道施設は、最大の需要量に備えて作られています。その最大の需要量は使用者が一度に使える水の量であり、それは水道メーターの口径の大きさなどによって決まります。  
この現状から、大きな口径の水道メーターでたくさん水を使用する方には、相応の負担を求めていく料金体系「口径別・通増料金制」を選択しました。  
客観的でわかりやすく、全国的にもこの料金体系が多く取り入れられています。  
不明な点はお問い合わせください。

**問い合わせ**  
上下水道事業所 4656600  
上下水道歌津事業所 363210